平成２２年（フ）第８９４号
神奈川県小田原市南鴨宮３丁目38番16―103号　セルアージュ南鴨宮コートブリーズ
債務者　田中　　舞
1　決定年月日時　平成22年12月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月28日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第８９６号
神奈川県小田原市板橋303番地の１　パレスケープホーレスト102号
債務者　齊藤　節子
1　決定年月日時　平成22年12月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月28日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第８９７号
神奈川県平塚市中原３丁目１番48号
債務者　中戸川典子
1　決定年月日時　平成22年12月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月28日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第９２１号
神奈川県秦野市南矢名2161番地の１　弘済学園単身寮114号
債務者　飯田　憲仁
1　決定年月日時　平成22年12月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月28日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第９２７号
神奈川県小田原市浜町１丁目１番17号　なごみの家
債務者　柏谷　政次
1　決定年月日時　平成22年12月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月28日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第４２８号
福井市浜島町第12号４番地２
債務者　松島　祐美（旧姓田中）
1　決定年月日時　平成22年12月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月28日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４５９号
福井県丹生郡越前町新保第13号20番地
債務者　小島　泰史
1　決定年月日時　平成22年12月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月28日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４６４号
福井県坂井市春江町中筋第35号26番地
債務者　平田　乾治
1　決定年月日時　平成22年12月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月28日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４７５号
福井市高木中央２丁目4102番地　高木マンション305
債務者　岩本　幸男
1　決定年月日時　平成22年12月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月28日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４８６号
福井市米松１丁目８番21号
債務者　吉岡　繁子
1　決定年月日時　平成22年12月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月28日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３３６６号
名古屋市緑区浦里４丁目８番地　南浦里荘604号
債務者　石井　周子
1　決定年月日時　平成22年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３３９４号
名古屋市昭和区村雲町22番19号　円上ヒルサイド202号
債務者　黒澤　隆満
1　決定年月日時　平成22年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３４１０号
愛知県知多郡東浦町大字藤江字前田32番地　サンシテイ南風201号
債務者　若杉　康之
1　決定年月日時　平成22年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３４１１号
名古屋市守山区菱池町７番18号　第３深河ビル303号
債務者　佐藤　優太
1　決定年月日時　平成22年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第５９３号
滋賀県野洲市吉地1248番地１
債務者　石川　將人
1　決定年月日時　平成22年12月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月28日まで
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第６１２号
福岡市西区福重５丁目10番17号
債務者　八尋　　篁
1　決定年月日時　平成22年12月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２２１７号
福岡県春日市大谷５丁目84番地１コアマンション春日大谷402号
債務者　野中　秀義
1　決定年月日時　平成22年12月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部